

令和8年4月24日  
中部地方整備局

## 不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社 I X I Z  
業者の住所：大阪府東大阪市岸田堂西1丁目1-10
- 指名停止措置期間：令和8年4月24日から令和8年6月23日まで（2ヵ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事 実 概 要：  
（株）I X I Zは、令和8年3月18日開札の中部地方整備局発注「令和7年度 三重河川国道コンテナトイレ製造」の入札において、調査基準価格を下回る入札額であったため、同社に対して低入札価格調査依頼を行ったが、これを拒否した。
- 指名停止措置理由：  
上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。  
よって、本件の指名停止期間は、2ヵ月とする。

## &lt;指名停止等措置要領 別表第2&gt;

措 置 要 件	期 間
15 (不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○問い合わせ先 総務部 契約課長 宮本 貴史  
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号 (052) 953-8138